

(回覧用)

回覧板等でご周知ください

自治会等一斉清掃における揚土および草排出時の注意事項

実施前

- ★ 回収週の2週間以上前の清掃活動は控えてください。
※土のう袋が劣化し、回収できない可能性があります。
※草が腐敗し、回収が困難になります。

実施日

- ★ 必ず本年度に市から配布する袋をご利用ください。
※古い土のう袋は劣化して、収集時に破れ、支障をきたします。
- ★ 土は「土のう袋」に、草・剪定枝は「草回収用ポリ袋」に分別して入れてください。
※太さ5cm、長さ60cmを超えた剪定枝は回収できません。
※土および草・剪定枝以外のごみ（がれき、2cmを超える石など）を入れないでください。
※袋の口は必ず結んでください。
- ★ 自治会が指定した場所に土・草を飛散しないよう集積してください。指定場所以外に集積された土・草は回収できません。
- ★ 集積場所を変更する場合は、清掃日の翌営業日中（月曜、祝日の場合は火曜）までに清掃センターにご連絡ください。申請漏れ等の再回収は致しません。
- ★ 集積場所がごみ集積所付近である場合、通常のごみ収集の妨げにならないよう、必ずごみ集積箱から離して集積してください。

皆様のご協力をお願いします。

彦根市清掃センター 〒522-0055 彦根市野瀬町 279-1

TEL22-2734 FAX 24-7787